

東京大空襲訴訟 団体署名

東京高等裁判所第23民事部

要請事項

東京高等裁判所は証人と原告の生の声を聞いて下さい。

原告は、証人と原告本人を厳選しました

空襲被害者の被害の実態と戦後65年間被害者救済を放置した国の責任を明らかにするために荒井信一茨城大学名誉教授（国際関係史）、辺見勝亮北海道大学副学長（教育史学）の専門家証人、長年にわたり全国戦災被害者の立法運動にたずさわられてこられた杉山千佐子さん（95歳、名古屋市在住）と4人の原告の証拠調べを申請しました。原告は審理の迅速な進行に協力するために証人と原告を厳選しました。

事実から逃げる被告国の姿勢は許せません。

これに対して、被告国は10年12月15日付け意見書で「本件の審理に当って事実関係の確定は不要である」としています。事実から逃げる国の不誠実な姿勢は許せません。

団 体 名

印

住 所